

業務仕様書

1 業務名

藤野野外スポーツ交流施設13番オーバーハング・索道事務所屋根保全業務

2 業務目的

藤野野外スポーツ交流施設のリュージュ競技場13番オーバーハングが破損しているため修繕を行う。
また索道事務所で雨漏りが発生しているため修繕を行う。

3 履行場所

藤野野外スポーツ交流施設(札幌市南区藤野 473 番地1)

4 履行期間

契約締結日から令和5年12月19日(火)まで

※リュージュ競技場13番オーバーハングの修繕は、コース造氷作業を12月初旬に行うため、11月末までに現地作業を完了すること。

※現地作業の日時については、施設管理者及び担当職員と十分に協議すること。

5 業務内容

〈リュージュ競技場13番オーバーハング〉

(1)コンクリート解体(断裂しているコンクリート躯体の一部を撤去する)

- ・カッター 4.2m
- ・はつり(内部鉄筋残し) 0.2 m³
- ・解体材積み込み、運搬、処分 1式

(2)既存木板撤去再取付 8枚

(3)H鋼設置位置なおし 1式

(4)アンカー設置(M16 ABR400 L=320以上、H鋼に固定) 4本

(5)コンクリート躯体補修

- ・型枠(面木、目地棒含む) 1式
- ・無収縮モルタル 1式

(6)コンクリート躯体ヒビ補修(コース内、エポキシ注入) 2ヶ所(1箇所あたり:長さ2m幅1cm奥行き40cm)

(7)13番オーバーハング遮光幕固定用60角支柱 溶接補修・塗装 1箇所

(8)13番オーバーハング遮光幕固定用シングルクランプ 溶接補修・塗装 1箇所

(9)工事用水、発電機 1式

〈索道事務所屋根〉

(1)既存板金屋根高圧洗浄・ケレン 90 m²

(2)板金中央部塗膜防水(超速硬化ウレタン塗膜防水スプレー工法、t=1.6mm) 90 m²

(3)板金外周部塗膜防水(高強度型ウレタン塗膜防水手塗り、t=1.6mm) 45 m²

- ・リュージュ競技場13番オーバーハング周囲には水道、電気設備がない。
- ・索道事務所での作業では、電気と水を支給する。

6 産業廃棄物処理

- (1) 関係法令に基づき産業廃棄物として適正に処理を行うこととし、処理先は原則として札幌市内の処理施設とすること。
- (2) 産業廃棄物の処理を行ったものは、マニフェスト伝票の写しを提出することとし、原本は法律に基づき排出事業者が5年間保存すること。また、広域認定処理を行ったものについては、管理票の写しを提出すること。

7 提出書類

以下のとおり提出すること。

提出時期	書類名	備考
現場着手前	工程表 業務計画書 使用材料の見本等	担当職員の承諾を受けた後に現場着手すること
完了時	写真帳 マニフェスト伝票の写し 完了届	CD-R 等にて電子データも提出すること 書類を綴じる際は見出し等を付け分かりやすくすること マニフェストは、履行期間内にE票も含めて提出すること

※提出部数は原則各2部とするが、対象施設が複数の場合は業務全体をまとめた完成図書を1部と、各施設別にまとめた完成図書を1部ずつ提出すること。

※担当職員及び施設管理者等と協議した際には、協議簿を作成し担当職員に提出すること。

※写真撮影に際しては、作業内容、工程が具体的に掌握できるように撮影すること。

8 その他

- (1) 本作業に必要な仮設及び官公庁等への手続き等の費用は受託者にて負担すること。
- (2) 業務の実施にあたっては、労働安全衛生法のほか関係法令を遵守すること。
- (3) 建物内部で使用する材料は、「札幌市公共建築物シックハウス対策指針」に適合するものを用いることとし、安全データシート等を事前に提出すること。
- (4) 石綿含有建材の除却及び処理にあたっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築解体工事共通仕様書(平成31年版[平成31年5月改定])」に基づき作業を行うこと。
- (5) 契約後は関係者にて打合せ及び現場確認を実施し、業務計画書及び工程表を提出すること。また、業務の計画・実施にあたっては、開催イベントや施設利用者への影響を最小限に抑えるため、担当職員及び施設管理者と作業工程を十分打合せること。
- (6) 未使用機器等の電源切断の励行による節電、再生紙の積極利用など、環境に配慮した資源の利用に留意すること。
- (7) その他、業務の実施に関して疑義が生じた場合は、担当職員と打合せの上遺漏のないよう遂行すること。